-人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして~

ちくしの女性センターニ

2018年 12月



平成 30 年度「筑紫野市男女共同参画審議会」報告

筑紫野市では、男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図る ために、「筑紫野市男女共同参画審議会」(以下「審議会」で表記)を設置しています。

審議会では、平成29年度に「第3次ちくしの男女共同参画プラン」策定に向けての審議を重ねていた だき、市長への答申を経て、平成30年4月に上記プランが策定されました。

(※このプランに基づき、筑紫野市では平成30年度より引き続き男女共同参画に関する施策を推進しています。) そして今年度の審議会は、平成30年10月18日と11月15日の計2回開催されました。

第1回と2回の審議会では、昨年度までの「第2次ちくしの男女共同参 画プラン《後期》」における各種施策の実施状況報告について検証を行って いただいた他、筑紫野市の男女共同参画における現状についてあらゆる角 度から審議していただきました。

審議された内容は、今年度からの男女共同参画の取り組み等がさらに有 効に推進されるよう、これから市長へ答申がなされる予定です。



「事務所移転のお知らせ」

「人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当」は、これまで生涯学習センタ-1階に事務所がありましたが、平成31年1月より新庁舎に事務所を移転すること になりました。



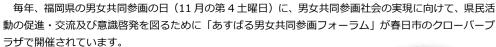
「男女共同参画担当(女性センター)」への連絡、郵送物等は、1月以降、 下記の住所へお願いします。

(新住所) 〒818-8686 筑紫野市石崎 1-1-1 筑紫野市役所 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当

※電話番号(TEL 092-918-1311)に変更はありません。

<男女共同参画プラザ活動登録団体連絡会>

「あすばる男女共同参画フォーラム 2018」への研修ツアー終了!



そこで今年は「男女共同参画プラザ活動登録団体連絡会」の研修として、 11月24日、「あすばる男女共同参画フォーラム 2018 | へ行って来ました! 当日は全員集合してバスで会場へと向かい、午前中はそれぞれ関心の あるテーマ(子育て、メディア、国際など)の企画事業へ参加し、午後は 名取はにわさん (元内閣府男女共同参画局長) の基調講演「誰もが活躍で

きる社会に向けて一歩を踏み出すために」を拝聴し学びを深めました。



<11月の DV 防止セミナー実施報告>

「AV 出演強要、」K ビジネスに誘い込まれる少女たち」



11月12日から11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。 この期間に筑紫野市では、若年層の女性に被害が多発している「JK ビジネス」と 「AV出演強要」をテーマにセミナーを開催しました。

講師には、弁護士の城戸美保子さんをお迎えし、JKビジネスの実態等ついて、そ の始まりから規制強化の現在までを時系列に沿って説明していただき、目つ実際に

講師: 城戸 美保子さん 弁護士として関わってこられた事例も含めて説明し

ていただきました。そして、「なぜ女性がAV出演やJKビジネスに関わるの か」を社会的観点から見ていくと、そこには、「日本社会の精神的な貧困」、 「女性の社会的地位・賃金水準が低いこと」に原因があることを指摘されま した。「女性の社会的地位・賃金水準が低いこと」は、男女共同参画社会を阻 害する問題であり、今後も社会、地域全体で啓発や対策、そして女性への支 援について、それぞれが、それぞれの立場で考える機会となりました。



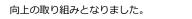
今年もデート DV 防止街頭啓発を行いました。

今年も「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、11月20日にJR二日市駅と西鉄紫駅において、 男女共同参画プラザ活動登録団体のみなさんと一緒に、「デートDV防止」の街頭啓発を行いました。



街頭啓発では、今年、人権政策・男女共同参画課が新たに作成し、市内中学校でも配。 布している啓発リーフレット「STOP!デートDV」に、筑紫野市のマスコットキャラク

ターつくしちゃんの「つくしちゃんシール」を添えて配布 しました。学生さんをはじめ、多くの方に関心を持ってリ ーフレットを受け取っていただき、「デートDV」の認知度



筑紫野市では、今後も「DV」や「デートDV」の被害者・加害者を減らすこ とを目的に、さまざまな活動に取り組んでいきます。



ご協力いただいたみなさん、そしてつくしちゃん、ありがとうございます!

女性センター相談室のご案内

夫婦のこと(DVや離婚など)、家族のこと、 職場のこと(人間関係、セクハラ、パワハラな ど)、相談は無料です。秘密は守ります。

> ※面接相談は予約が必要です。 法律相談は、相談日の2週間前の水曜 日から、電話で申し込んで下さい。



entered to the tenter of tenter of the tenter of tenter of tenter of tenter of the tenter of tenter of tenter of tenter of tenter of tenter of

ひとりで悩んでいませんか?

TEL (092) 918-1311

相 談	日 時
拿 総合相談	月~金 9:00~16:30
	(休館日、祝日除く)
📤 女性弁護士による	毎月第2・4火曜日
法律相談	13:00~16:00(1人30分)

〈発行〉: 筑紫野市総務部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3 (生涯学習センター内) e-mail: danjo@city.chikushino.fukuoka.jp TEL: 092-918-1311